

公示送達について

次の者に送達すべき書類について、名宛人の住所等不明により送達することができないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び新居浜市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年条例第 1 0 号）第 1 8 条の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、新居浜市総務部収税課において保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

新居浜市長 古 川 拓 哉

送達を受けるべき者の氏名・名称	送達すべき書類
濱野 誠二	地方税法第 3 2 9 条及び第 3 3 5 条に関する書類
FUJITA CLAUDIA A PARECIDA	地方税法第 3 2 9 条及び第 3 3 5 条に関する書類
株式会社 C o u r a g e T	地方税法第 3 7 1 条に関する書類 国税徴収法第 8 0 条に関する書類
白石 聖	国税徴収法第 5 4 条に関する書類 国税徴収法第 1 3 1 条に関する書類